

再開月から介護職員処遇改善加算の算定を希望する場合の注意事項

介護職員処遇改善加算を取得しようとする事業者は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護職員処遇改善計画書を作成し、市長へ届け出る必要があります。（年度の途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに届け出る必要があります。）

事業を再開する月から加算を取得しようとする場合には、再開する前に（再開月の前々月の末日までに）介護職員処遇改善計画書を届け出てください。

※再開月の前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書の届出がない場合は、再開時点での介護職員処遇改善加算は「加算なし」となります。